

# 12月1日から「労災保険特別加入推進旬間」を実施

業務・通勤中の事故に対し補償を行うのが労災保険ですが、その補償対象はあくまで「労働者」です。事業主、法人役員や一人親方の皆様は、「労災保険特別加入」制度に加入しない限り、労災保険の補償対象となりません。しかし、この制度については、未だ十分に周知・普及されていないのが現状です。

①新たに法人役員に  
就任した。

②元会社では労働者だが、  
出向先で社長となった。

③長年労働者であったが、  
一人親方として独立した。

など労災保険特別加入への加入が必要となるケースは様々です。

他の労働者と同様に現場・職場の第一線で労働し、業務・通勤中に被災されたにもかかわらず、労災保険に特別加入していなかったために、まったく補償が受けられず、大変に苦勞されたという例も少なくありません。また、現場で請負業務を行う協力会社の労働者、事業主等の業務災害でも、現場を統括管理する建設ゼネコン、製造工場に、災害の発生原因があった場合、発注元の企業が民事上の損害賠償責任を負うこともあります。特に事業主等が被災者であった場合、公的補償がない、あるいは少ない分、損害賠償額が高額となります。

事業主等が労災保険の補償対象となるためには、労災保険への特別加入が必要で、発注元企業には協力会社も含めた業務災害の防止と、発生時の補償対策を考える必要があります。

そこで当協会では、12月1日から12月10日までを「労災保険特別加入推進旬間」とし、労災保険特別加入の周知を行っています。自社のみならず関係会社も含め「労災保険特別加入」についてご検討ください。

名北監督署の労災保険特別加入パンフレット



## 労災保険特別加入制度を分かりやすくまとめた パンフレットをご活用ください

一般社団法人 名北労働基準協会 労働保険事務組合 建設自営業者組合



御社では現場の協力会社・関連会社様を対象に、労災保険の特別加入に加入されているか調査されたことはありますか？

現場で事故が起きた場合、元請け企業を相手に、企業の安全配慮義務違反を理由として損害賠償請求をしたという事例も増加してきております。

このような損害賠償請求も、受注者側（協力会社）が、特別加入により労災保険より補償を受けていけば、相当の額でその額を減額させることが可能です。

当協会では、労災保険特別加入のパンフレットを作成し、ご希望の場合担当者で説明にお伺いしています。必要部数をご連絡いただければ、御社にパンフレットを送付いたします。また、協力会社・関連会社様に直接送付することも可能です。

是非ともパンフレットや説明会をご活用のおえ、協力会社・関連会社様の労災保険特別加入の推進にお役立て下さい。

< お問い合わせ・お申し込み先 >

(一社)名北労働基準協会 労働保険部 TEL 052-962-0421 FAX 052-955-6858